

1. 化学品及び会社情報

商品名 : XR-36CTBK1
推奨用途 : ラベルプリンター用

供給者の会社名称 : カシオ計算機株式会社 開発本部品質統轄部
住所 : 〒151-8543 東京都渋谷区本町1-6-2
担当部門 : コンシューマお客様相談センター
電話番号 : 0120-088927

2. 危険有害性の要約

GHS分類
[テーパーロール] : 分類基準に該当しない
[熱転写リボンロール] : 区分に該当しない、もしくは分類できない

GHSラベル要素
絵表示又はシンボル : なし
注意喚起語 : なし
危険有害性情報 : なし
注意書き : なし

GHS分類に関係しない又はGHSで扱われない他の危険有害性 : 情報なし
重要な徴候及び想定される非常事態の概要 : 情報なし

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別 : 混合物

化学名又は一般名		濃度又は濃度範囲	官報公示整理番号		CAS No.
			化審法	安衛法	
[テープロール]					
剥離紙	パルプ	45 - 55 %	非開示	非開示	非開示
基材	セルロース、ヘミセルロース、リグニン	35 - 45 %	非開示	非開示	非開示
粘着剤	アクリル共重合体	8 - 12 %	非開示	非開示	非開示
印刷インク	顔料	0.5 - 2 %	非開示	非開示	非開示
	ニトロセルロース		(8)-176	既存	9004-70-0
[熱転写リボンロール]					
基材	ポリエチレンテレフタレート	50 - 55 %	(7)-1022	既存	25038-59-9
インク	二酸化チタン	23 - 28 %	(1)-558	既存	13463-67-7
	合成樹脂	6 - 10 %	非開示	非開示	非開示
	パラフィンワックス	6 - 10 %	(8)-430	既存	8002-74-2
	カルナバワックス	2 - 6 %	対象外	対象外	8015-86-9
	顔料	1 - 3 %	非開示	非開示	非開示

労働安全衛生法 通知対象物質 : カーボンブラック(政令番号 130)[<1%]
固形パラフィン(政令番号 170)[6~10%]
酸化チタン(政令番号 191)[23~28%]
ニトロセルローズ(政令番号 424)[<1%]

4. 応急措置

吸入した場合	: 固体のため該当しない。
皮膚に付着した場合	: 多量の水及び石鹼でよく洗浄する。皮膚刺激が生じた場合、医師の診察／手当てを受けること。
眼に入った場合	: 通常の異物が入った場合と同一処置。直ちに多量の清浄な水で十分洗浄する。眼の刺激が続く場合は、医師の診察／手当てを受けること。
飲み込んだ場合	: 水で口の中をよくすすぎ、速やかに医師の診察／手当てを受ける。
急性症状及び遅発性症状の最も重要な兆候症状	: 情報なし

5. 火災時の措置

適切な消火剤	: 水, 炭酸ガス, 泡, 粉末, 乾燥砂等
使ってはならない消火剤	: 特になし
火災時の特有の危険有害性	: 情報なし
特有の消火方法	: 消火活動は可能な限り風上から行う。
消火活動を行う者の特別な保護具及び予防措置	: 火災により一酸化炭素等の有毒ガスや煙霧が発生するので、消火作業の際は適切な呼吸用保護具(送気マスク、自給式呼吸器等)を着用する。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置	: 作業の際には適切な保護具を着用する。(『8. ばく露防止及び保護措置』を参照)
環境に対する注意事項	: 固体のため該当しない。
封じ込め及び浄化の方法及び機材	: 一般の掃除用具などで掃き集め、回収する。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い	
技術的対策	: 『8. ばく露防止及び保護措置』に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。
安全取扱注意事項	: 品質保護のため、製品破損につながる強い衝撃は避ける。
接触回避	: 情報なし
衛生対策	: 使用後は手をよく洗うこと。
保管	
安全な保管条件	: 火気から遠ざけての保管等、一般的注意が必要。 製品の品質を保つため、保管条件は常温常湿とする。
安全な容器包装材料	: 特になし

8. ばく露防止及び保護措置

許容濃度	: 該当しない
設備対策	: 通常の手扱いにおいては特に必要としない。
保護具	
呼吸用保護具	: 通常の手扱いにおいては特に必要としない。
手の保護具	: 通常の手扱いにおいては特に必要としない。
眼及び／又は顔面の保護具	: 通常の手扱いにおいては特に必要としない。
皮膚及び身体の保護具	: 通常の手扱いにおいては特に必要としない。

9. 物理的及び化学的性質

物理状態	: 固体
------	------

色	: 黒色(テープ)、ベージュ(リボン)
臭い	: なし
融点／凝固点	: 250℃以上 [フィルム]
沸点又は初留点及び沸点範囲	: データなし
可燃性	: 着火源があれば燃える
爆発下限界及び爆発上限界／可燃限界	: 該当しない
引火点	: データなし
自然発火点	: 480℃以上 [フィルム]
分解温度	: データなし
pH	: 該当しない
動粘性率	: 該当しない
溶解度	: 水に対して不溶
n-オクタノール／水分分配係数	: データなし
蒸気圧	: データなし
密度及び／又は相対密度	: 約1.4 [フィルム]
相対ガス密度	: 該当しない
粒子特性	: データなし

10. 安定性及び反応性

反応性	: 一般的な貯蔵・取扱いにおいては無い。
化学的安定性	: 常温下での一般的な貯蔵・取扱いにおいては安定。
危険有害反応可能性	: 一般的な貯蔵・取扱いにおいては無い。
避けるべき条件	: 情報なし
混触危険物質	: 情報なし
危険有害な分解生成物	: 情報なし

11. 有害性情報

[熱転写リボンロール]

急性毒性

成分名	経口 LD50	経皮 LD50	吸入 LC50
二酸化チタン	(ラット) >10000 mg/kg	(ハムスター) >10000 mg/kg	(ラット) >5.09 mg/L/4 h
パラフィンワックス	(ラット) >5000 mg/kg	(ウサギ) >3600 mg/kg	データなし

皮膚腐食性／刺激性	: データなし
眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性	: ウサギを用いた眼刺激性試験で、適用24時間後に3例中2例に軽度の結膜潮紅が認められたが、48時間以内に消失したとの報告や、適用24時間後にわずかな刺激性が認められたが、48及び72時間後には刺激が認められなかったとの報告がある。[二酸化チタン] (ウサギ) slightly irritant 及び mild irritant [パラフィンワックス]
呼吸器感作性又は皮膚感作性	: データなし
生殖細胞変異原性	: データなし
発がん性	: IARCにおいてグループ2Bに分類されている。しかし、これまでの動物実験結果はラットに対する高用量の投与にしか発生が見られず、ラット肺への投与では、他の不活性な難溶性粒子においても同様の傾向が認められていること等、ラット肺の腫瘍形成メカニズムは、ラット特有の免疫系の作用が影響した結果と考えられた。また、欧州及び北米で行われたヒトに対する発がん性に関する疫学的集団研究では、酸化チタンのばく露と発がん性の因果関係は示されず、また、ヒトに対して遺伝毒性を示す有用なデータはなかった。[二酸化チタン]
生殖毒性	: データなし
特定標的臓器毒性(単回ばく露)	: ワックスヒュームは眼・鼻・喉に軽度の刺激性 [パラフィンワックス]

特定標的臓器毒性(反復ばく露)	: ラットおよびマウスに13週間あるいは103週間混餌投与したいずれの試験においても、ガイドンス値上限を超える用量でばく露に起因する影響がない。一方、20年以上職業ばく露している労働者の極くわずかであるが、肺機能の変化は伴わないが、X線検査で塵肺症変化が明らかになったとの記載があるが、酸化チタンが線維化作用を有するかどうかを主な検討目的とした疫学調査は数多く実施され、その大半が因果関係について否定的で本物質と肺線維症との関連を示す確かな証拠は見出されていない。かつ、ラットに2年間吸入ばく露により、ガイドンス値上限を超える濃度でも重大な影響が認められていない。[二酸化チタン]
誤えん有害性	: データなし

12. 環境影響情報

生態毒性	: データなし
残留性・分解性	: データなし
生体蓄積性	: データなし
土壌中の移動性	: データなし
オゾン層への有害性	: データなし

13. 廃棄上の注意

残余廃棄物	: 当該法規(国・都道府県および地方の法規・条例)に従って廃棄物処理をおこなう。外部に委託する場合は、内容を明確にしたうえで、産業廃棄物処理業者に処理を委託する。
汚染容器及び包装	: 関連法規並びに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。

14. 輸送上の注意

国際規制	: 航空輸送はIATAおよび海上輸送はIMDGの規則に従う。
国連番号	: 該当しない
品名(国連輸送名)	: 該当しない
国連分類	: 該当しない
容器等級	: 該当しない
海洋汚染物質	: 該当しない
MARPOL 73/78 附属書 II 及びIBCコードによるばら積み輸送される液体物質	: 供給された状態の製品には非該当。
国内規制	
陸上輸送	: 消防法、労働安全衛生法等に定められている運送方法に従う。
海上輸送	: 船舶安全法に定められている運送方法に従う。
航空輸送	: 航空法に定められている運送方法に従う。
輸送又は輸送手段に関する特別の安全対策	: 火気注意。 容器に濡れないことを確認し、転倒、落下、損傷しないように積み込み、荷崩れ防止を確実に行う。

15. 適用法令

労働安全衛生法	: 名称等を通知すべき危険物及び有害物 (法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号・別表第9) カーボンブラック(政令番号 130)[<1%] 固形パラフィン(政令番号 170)[6~10%] 酸化チタン(政令番号 191)[23~28%] ニトロセルローズ(政令番号 424)[<1%]
---------	---

名称等を表示すべき危険物及び有害物
(法第57条第1項、施行令第18条第1号、第2号・別表第9)

固形パラフィン, 酸化チタン, ニトロセルローズ

ただし当製品は主として一般消費者の生活の用に供される製品であり、表示義務の適用除外となります。

化学物質排出把握管理促進法 (PRTR法)	: 非該当
毒物及び劇物取締法	: 非該当
消防法	: 指定可燃物(合成樹脂類)
廃棄物の処理および清掃に関する 法律	: 産業廃棄物(廃プラスチック類)

16. その他の情報

引用文献

原材料メーカーのSDS
JIS Z7252:2019 GHSに基づく化学品の分類方法
JIS Z7253:2019 GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法ーラベル, 作業場内の表示及び安全データシート (SDS)
製品評価技術基盤機構 化学物質総合情報提供システム (NITE-CHIRIP)
日本ケミカルデータベース ezCRIC
3E Insight for Chemicals

記載内容の取扱い

本記載内容は、現時点で入手できる資料、情報データに基づいて作成しておりますが、記載のデータや評価に関しては、いかなる保証をなすものではありません。
すべての化学品には未知の有害性があり得るため、取扱いには細心の注意が必要です。記載事項は当製品についての通常の取扱いを対象としたものであって、特別な取扱いの場合には、使用者の責任において新たに用途・用法に適した安全対策を実施の上でご使用ください。